

2025 年 9 月 19 日

各位

株式会社 岩手銀行

遺言代用信託「未来への櫛」〈遺贈寄附特約〉の寄附先登録について

岩手銀行（頭取 岩山 徹）では、2025年6月9日より、オリックス銀行株式会社の信託契約代理店として提供する「遺言代用信託 未来への櫛〈遺贈寄附特約〉」の取扱いを開始しております。今般、本商品の指定可能寄附先に「認定NPO法人盛岡ユースセンター」を追加登録いたしましたので、お知らせいたします。

「遺言代用信託 未来への櫛」は、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめご指定いただいたご家族などにお渡しするものですが、遺贈寄附特約を付加することで、本スキームに参加する団体などを受取人とした遺贈寄附ができるものです。

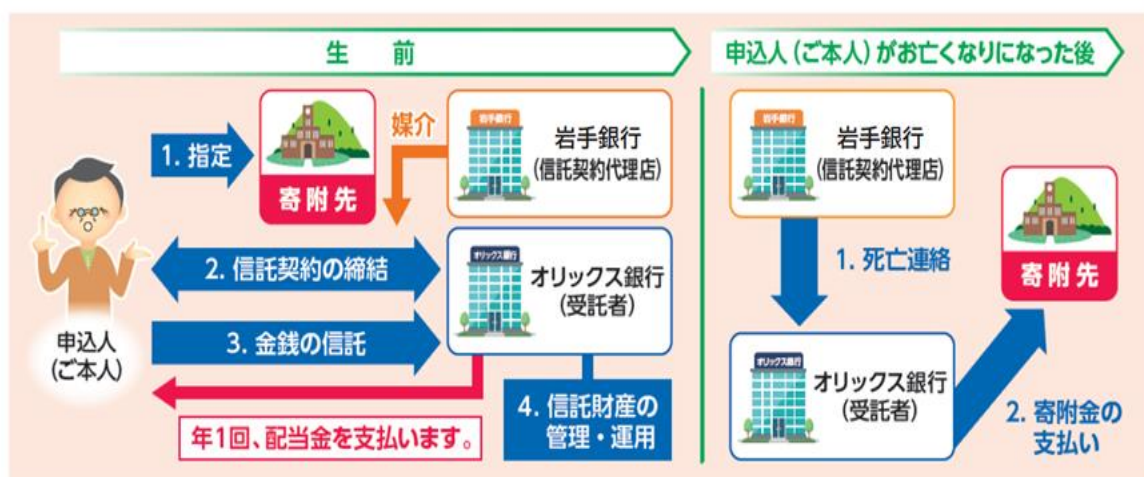
当行では、資産承継や相続対策などのサービス拡充ならびにコンサルティングの強化に努めてまいります。

記

1. 指定可能寄附先一覧

現状	今回
特定非営利活動法人 いわてグリーフサポート	特定非営利活動法人 いわてグリーフサポート
	認定 NPO 法人 盛岡ユースセンター

2. 遺言代用信託 未来への櫛〈遺贈寄附特約〉スキーム図



3. 商品概要（詳細は商品説明書をご覧ください）

商品名	未来への襷（遺贈寄附特約）
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100 万円以上 3,000 万円以下（100 万円単位） ※ ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年 ※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになった時など）が生じた場合などには、信託契約は終了します
寄附先	岩手銀行が指定する団体等
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・ 管理報酬はかかりません ・ 運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額（信託元本に対して年 0.01% から 3.00% の範囲内）です ※ 信託元本やお客さまへの配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料	申込金額の 1.65%（消費税込み）
中途解約	全部解約のみ可能 ※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません
取扱店舗	岩手銀行全店舗

信託契約代理業

登録番号 東北財務局長（代信）第 1 号

信託契約代理店の称号

株式会社岩手銀行

所属信託兼営金融機関の称号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

オリックス銀行株式会社

【本件に関するお問い合わせ先】

営業戦略部 及川 電話：019－623－1111（代表）

指定可能寄附先一覧(遺贈寄附特約)

(2025年9月現在)

代理店名	株式会社岩手銀行
------	----------

元本保証型合同運用指定金銭信託「未来への櫛」遺贈寄附特約

寄附先名	郵便番号	住所
特定非営利活動法人いわてグリーンフサポート	020-0854	岩手県盛岡市上飯岡6地割10-18
認定NPO法人盛岡ユースセンター	020-0022	岩手県盛岡市梨木町4-40